

南相馬市における時短要請協力金 詳細版（1月19日公表）

1 対象店舗

南相馬市内で、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた以下の店舗。

○接待を伴う飲食店

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する店舗）

○酒類を提供する飲食店

※対象外店舗

以下の（1）～（9）の店舗は対象外となります

- （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- （2）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （3）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- （4）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- （5）ネットカフェ・漫画喫茶
- （6）飲食スペースを有さないキッチンカー
- （7）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- （8）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- （9）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

2 交付要件

次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。

ア 南相馬市内に対象店舗を有すること。

イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和4年1月21日（金）午後8時から令和4年2月7日（月）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。

※1 ※2 ※3 ※4

ウ 対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。

エ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

オ 令和4年1月19日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和4年2月7日以降であること。

カ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

キ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

※1 令和4年1月19日又は1月20日から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。

※2 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和4年1月21日（金）午後8時～令和4年2月7日（月）午前5時までの期間、休業している

場合を含みます。

- ※3 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
- ※4 時短営業を開始した日から令和4年2月7日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

3 交付額

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

A	前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。
B	前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの上限額は「20万円」または「前年度または前々年度の1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額）。

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,333円～25万円	25万円～
中小企業	A 売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日	7.5万円/日
	B 売上高減少方式	【計算式】1日当たりの協力金額=前年度または前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（売上高減少方式）				

- 時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×1日あたりの交付額」を交付します。
その場合、時短営業を開始した日から令和4年2月7日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。
- 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。
対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで交付します。
- 交付額の算定は飲食部門の売上高を用います。飲食部門を含む複数の事業を行っている場合は、飲食部門のみの売上げで算定します。

4 申請受付期間

詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。